

公職選挙法の一部を改正する法律案 概要

(選挙準備期間確保関係)

✎ 第51回衆議院議員総選挙では、衆議院の解散から投開票までの期間が現行憲法下で最短の16日間となり、選挙準備期間の短さから、各地で投票所入場券の発送が期日前投票に間に合わない等の混乱を生じた。

✎ このような超短期決戦では、立候補者や政党も準備を十分に行えないため、与野党の主張・政策が浸透せず、有権者が十分な判断材料を得られない懸念がある。

⇒こうした課題を解消し、懸念を払拭するため、解散の日から選挙期日までに一定の期間を確保する必要がある。

あわせて、同様の状況が生じ得る地方公共団体の議会の解散による選挙等についても、同様の措置を講ずる必要がある。



衆議院の解散の日から選挙期日までの期間の下限の設定

衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の公示は、解散の日から14日以後に行われるようにする(※)こと。

※条文上は、選挙期日を解散の日から26日以後40日以内とするものとして規定。

地方選挙における選挙事由の発生の日から選挙期日までの期間の下限の設定

地方公共団体の議会の解散等による一般選挙並びに地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙及び補欠選挙の告示は、当該選挙を行うべき事由が生じた日から14日以後に行われるようにする(※)こと。

※条文上は、選挙の種類に応じ、選挙を行うべき事由が生じた日から選挙期日までに一定期間を確保すべきものとして規定。

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第1 衆議院の解散の日から選挙期日までの期間の下限の設定

(第31条第3項関係)

衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から26日以後40日以内に行う。

第2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙事由の発生の日から選挙期日までの期間の下限の設定

(第33条第2項及び第34条第1項関係)

1 地方公共団体の議会の解散による一般選挙は、次の期間内に行う。

(1) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 解散の日から23日以後40日以内

(2) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 解散の日から21日以後40日以内

(3) 町村の議会の議員の選挙 解散の日から19日以後40日以内

2 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙若しくは補欠選挙（長が欠けた場合又は退職の申立てがあった場合の選挙を含む。）又は議会の議員若しくはその選挙における当選人が全てない場合の一般選挙は、次の期間内に行う。

(1) 都道府県知事の選挙 これを行うべき事由が生じた日から31日以後50日以内

(2) 指定都市の長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から28日以後50日以内

(3) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 これを行うべき事由が生じた日から23日以後50日以内

(4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から21日以後50日以内

(5) 町村の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から19日以後50日以内

第3 施行期日等

(附則関係)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 その他所要の規定の整備を行う。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「因る」を「よる」に改め、「から」の下に「二十六日以後」を加える。

第三十三条第二項中「因る」を「よる」に、「解散の日から四十日以内」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 解散の日から二十三日以後四十日以内

二 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 解散の日から二十一日以後四十日以内

三 町村の議会の議員の選挙 解散の日から十九日以後四十日以内

第三十四条第一項中「含む」の下に「。第二号において同じ」を加え、「これを行うべき事由が生じた日から五十日以内」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公共団体の議会の議員の増員選挙 これを行うべき事由が生じた日から五十日以内

二 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙又は第百十六条の規定による一般選挙 次に掲

げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ 都道府県知事の選挙 これを行うべき事由が生じた日から三十一日以後五十日以内

ロ 指定都市の長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十八日以後五十日以内

ハ 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十

三日以後五十日以内

ニ 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十一日以後五

十日以内

ホ 町村の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から十九日以後五十日以内

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後選挙を行うべき事由が生じた場

合における当該選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までに選挙を行うべき事由が生じた場合における当該選挙については、なお従前の例による。

理由

近時における選挙期日の設定の状況に鑑み、選挙期日を設定することができる期間を限定する措置を講ずることにより、選挙の執行に係る準備、立候補の届出の準備その他の準備を行う期間を十分確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(総選挙) 第三十一条〔略〕 2 〔略〕 3 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から二十 六日以後四十日以内に行う。 4・5 〔略〕 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第三十三条 〔略〕 2 地方公共団体の議会の解散による一般選挙は、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める期間内に行う。 一 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 解 散の日から二十三日以後四十日以内 二 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 解散の日から二十一 日以後四十日以内 三 町村の議会の議員の選挙 解散の日から十九日以後四十日以 内 3ゝ5 〔略〕 (地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)	(総選挙) 第三十一条〔同上〕 2 〔同上〕 3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十 日以内に行う。 4・5 〔同上〕 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第三十三条 〔同上〕 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四 十日以内に行う。 〔新設〕 3ゝ5 〔同上〕 (地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第三十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第百十四条の規定による選挙を含む。第二号において同じ。）又は増員選挙若しくは第百十六条の規定による一般選挙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行う。 一 地方公共団体の議会の議員の増員選挙 これを行うべき事由が生じた日から五十日以内 二 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙又は第百十六条の規定による一般選挙 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間 イ 都道府県知事選挙 これを行うべき事由が生じた日から三十一日以後五十日以内 ロ 指定都市の長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十八日以後五十日以内 ハ 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十三日以後五十日以内 ニ 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から二十一日以後五十日以内 ホ 町村の議会の議員及び長の選挙 これを行うべき事由が生じた日から十九日以後五十日以内 2 6 〔略〕	第三十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第百十四条の規定による選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第百十六条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。 〔新設〕 2 6 〔同上〕
--	--